

○国立大学法人上越教育大学証明書発行手数料要項

(平成19年3月30日学長裁定)

(趣旨)

1 この要項は、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）における証明書発行手数料に関し必要な事項を定める。

(卒業生等の証明書発行手数料)

2 本学を卒業又は修了した者，退学した者，除籍された者等の証明書の発行を申請するときは，申請者は，証明書発行手数料を納付しなければならない。ただし，附属学校園の卒業生はこの限りではない。

3 証明書発行手数料の額及び徴収方法は，別に定める。

附 則

この要項は，平成19年4月1日から施行する。